

EU 向け中古農林業機械類の輸出について

EU は植物検疫規則を改正し、2019 年 9 月 1 日（日）以降、EU に輸入される以下の中古農林業機械に対して、土壌及び植物残渣が付着していない旨を追記した植物検疫証明書の添付を要求することとしています。

（EU から植物検疫証明書の添付が求められている中古農林業機械）

CN コード	対象品目
8432	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー
8433 53	根菜類又は塊茎の収穫機
8436 80 10	林業用機械
8701 20 90	トラクター：セミトレーラー用の道路走行用トラクター
8701 91 10	車輪付きの農業用/林業用トラクターでエンジン出力が 18kw 以下のもの

農林水産省では、9 月以降に EU 向け中古農林業機械に添付が必要な書類の取得方法等、必要な情報をご提供していきたいと考えています。

については、当省からの本件に関する情報提供を希望される方は、お手数ですが下記の連絡先までお知らせいただくと幸いです。

また、本件に関する最新情報は適宜、当省ウェブサイトに掲載してまいりますのでご活用ください。

（連絡先）

農林水産省消費・安全局
植物防疫課国際室
輸出検疫班
担当：猪平、中川
電話：03-6744-7168